

令和5年第7回氷川町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月8日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（2日目）

一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1番	飯田健二	2番	西尾正剛
3番	木下厚	4番	吉川義雄
5番	長尾憲二郎	6番	松田達之
7番	上田俊孝	8番	三浦賢治
9番	上田健一	10番	片山裕治
11番	清田一敏	12番	米村洋

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 山本昭義 書記 川野瑠美

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	西村裕	総務課長	増永光幸
企画財政課長	西村憲志	税務課長	平山早苗
町民課長	坂本哲也	福祉課長	岩本博美
農業振興課長	増住豪二	農地課長	坂梨俊弘
建設下水道課長	白丸浩二	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	星田達也	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において、項目ごとの質問が終わるときはその旨を申出てください。

2番、西尾正剛君の発言を許します。

○2番（西尾正剛君） 皆さん、おはようございます。2番議員、西尾正剛でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

町指定施設の指定管理についてです。アからエまででございます。

ア、農産加工研修センター、宮原福祉センター、ふれあいセンターがこれまでの指定管理委託から継続がされないが、町の直営となるのか。

イ、まちづくり酒屋、情報銀行も指定管理委託から直営での管理業務委託となるが、その後の管理運営はどう考えているか。

ウ、氷川町公民館、宮原体育館の管理業務委託から新たに指定管理とするメリットは何か。

エ、氷川町立神峡公園、氷川町竜北物産館、竜北福祉センター、氷川町公民館、宮原体育館の指定管理業者に対して、町はどう指導していくのか。

エについては、後でいくつか質問させていただきたいので、簡潔にお願いしたいと思います。

3年前の指定管理と少し状況が変わってきていますので、その辺のところの今後の取扱いについてお答えをいただきたいと思います。質問席に移らせていただきます。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君の質問事項は1項目です。

質問事項、町施設の指定管理について、アからエまで一括答弁を求めます。

執行部に対して申し上げます。簡潔に答弁してください。農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） アの農産加工研修センターについてお答えいたします。

農産加工研修センターにつきましては、現在では、施設利用者がかなり少ない状況にあります。それで、コスト面など費用対効果を考慮しまして、町の直営で運営することとしています。これで農業振興課からの答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 西尾議員の御質問のアにつきまして、福祉課よりお

答えいたします。

宮原福祉センターとふれあいセンターにつきましては、令和6年4月1日より、氷川町地域包括センターが竜北福祉センターに事務所を移転することに伴いまして、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ、一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、氷川町子ども家庭センターを設置することとしております。福祉課の職員及び会計年度任用職員、合わせて5名が勤務することとしております。なお、施設の管理運営につきましては、氷川町シルバー人材センターに業務委託の予定としております。これで福祉課からの答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 質問事項イにつきまして、お答えいたします。

まちづくり酒屋につきましては平成18年9月から、情報銀行は令和3年度から、指定管理による管理をまちづくり株式会社に委託してまいりました。町で作成しています公共施設等総合管理計画では、まちづくり酒屋とまちづくり情報銀行は令和6年度をめどに民営化として運営方針で位置づけられています。指定管理施設として継続せずに、令和6年度、遅くとも令和7年度までにはそれぞれの施設を活用いただく事業者を募集し、民間による管理運営をと考えているところです。それまでの管理につきましては、現在のまちづくり株式会社への管理委託を予定しているところです。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、荒平健二君。

○生涯学習課長（荒平健二君） ウについて、生涯学習課よりお答えいたします。

当該施設を指定管理にするメリットとしましては、多様化する住民のニーズにより、効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的としております。具体的には、民間事業者のノウハウを使い、住民のニーズに合わせた施設の有効活用の企画や適正な施設管理を行うことで新たな利用者の掘り起こしを行い、氷川町公民館と宮原体育館の利用者の増加につなげることができると考えております。単年度会計の原則に縛られず、複数年にまたがった事業展開が可能となると思っております。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 質問事項エの氷川町立神峡公園の部分につきましてお答えいたします。

指定管理者と氷川町立神峡公園の管理運営に関する協定を締結いたします。その協定に基づきまして、管理業務を実施していただきますけども、町も協定に基づきまして、必要な場合は、現地調査、指示、指導を行ってまいります。また、定期的

な例会等を開催いたしまして、情報交換を行い、適正な管理に努めてまいります。
以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） 質問事項のエ、氷川町竜北物産館についてお答え
します。

氷川町竜北物産館の指定管理業者に対する町の指導につきましては、指定管理者
と氷川町竜北物産館の管理運営に関する協定を締結しています。その協定に基づき、
管理業務を実施していただきますけれども、町も規定に基づき、必要に応じ、実地
調査、指示、指導を行ってまいります。また、定期的な例会の開催等により情報交
換を行い、適正な管理に努めてまいります。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） エの質問、竜北福祉センターにつきましてお答えい
たします。

竜北福祉センターにつきましては、氷川町福祉センター等の管理運営に関する協
定を締結いたします。その協定に基づきまして管理業務を実施していただきますが、
町も協定に基づきまして、毎月の事業報告書による確認、及び必要に応じまして、
現場確認、指示、指導を行いまして、引き続き適正な管理に努めてまいります。以
上で御答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、荒平健二君。

○生涯学習課長（荒平健二君） エの質問につきましてお答えいたします。

今後、氷川町公民館及び宮原体育館の管理運営に関する協定書を締結していきま
すが、協定書に基づきました指導をしていきたいと考えております。以上で答弁を
終わります。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） エのところでも特に掘り下げて御質問したいところなんです
けれども、特にまちづくり酒屋と情報銀行は、指定管理者である宮原まちづくり株
式会社の総会が8月18日に開催されまして、その席で今後の方向性というもの
が決定されました。これからの取組について進捗状況が気になっておりました。今後、
この施設がきちんと維持管理されるよう執行部で鋭意対応していただきたい所存で
す。

そこで今申し上げましたエの指導監督の件で、少しお尋ねしたいと思います。時
間があれば、他の施設についてもお伺いしたいと思いますが、まず、立神峡公園の
指定管理者の管理について、こうした口コミがあるということを議員の皆さんと執
行部の皆さんに聞いていただきたいんですが、2019年から2023年までの5

年間の口コミで、これはサイトからの拾い上げですから、全部調べましたら85件ありました。この85件の中には、自然のせせらぎの音とか鳥のさえずり、虫の声、ゆっくりできる。立地条件では、途中の道が狭いとか離合するのが大変だったということが書いてあります。口コミで上がっています。

昨日、町長から、施設利用には喜んでいる人もたくさんいるというコメントがありました。そこで、この85件を全て披露するわけにはいきませんから、この中からいくつか拾い上げてお話をしたいと思います。まず、今までの中では、施設の遊歩道のこととか環境のことをこれまでいろいろと注文をつけてきたんですけども、口コミの中であがっている設備と接遇について、これが1番多い状態です。設備については、トイレが汚い、部屋がクモの巣だらけだった。前の人の領収書が置きっぱなしで、掃除がされていないようで、初めてキャンプで掃除機をかけた。真っ暗で街灯を消されてしまった。管理人に電話をすると宴会の最中のようで、消灯するのが当たり前と言われてしまった。部屋の中がクモの巣だらけ。結構いい値段なのに掃除もしていないかと残念。テントの貸出し毛布は余り清潔な感じがしなかった。以上が設備です。

ここからは、サービス、接遇面での口コミが何本も上がっています。これは全て言うわけにはいきませんので、いくつかピックアップすると、遊歩道に草が生い茂って道が見えない、草刈りしてください。ソロキャンプだと高い。立地はとても良いのにいつも空いている、なぜか。自分たちももう行くことはない。トイレや更衣室はあるが管理が行き届いていない。御一人、難儀な方が運営にいる。軽トラの急発進で砂ほこりをたてて客の前を通るのは駄目です。これは1年前でした。布団や畳は湿っていて使い物にならない。洗っていないような感じで清潔とは言えない。畳にダニがいたのか分からないが、全員がかゆがっていた。これは2年前でした。スタッフが公園を管理できていない。水、薪を持ち込んで行くと事前に話しているのに光熱費を取る理由が分からない。管理人が変わったのか分からないが、以前と比べたらひどい。熊本のキャンプしたくない場所にランクインです。キャンプしようと思い予約したが、管理人の年配の男性の対応が酷すぎる。電話越しだが、滑舌も悪く、何を言っているのか分からない。予約して2時間後にキャンセルの連絡を入れたら、キャンセル料を払えの一点張り。困っていたら途中で電話を切られた。キャンセル料を全額払っても行きたくないキャンプ場です。管理人さんが最悪だった。気分が悪くなった。久しぶりにババ引きしました。正直、星1つもつけたくない。ログハウスは雨漏りがする。でかいクモ、ゴキブリ、ヤモリがいる。ごみの回収などにもたくさんのお金が取られる。とても泊まれるような場所ではない。最悪だった。どうにかしたほうが良い思う。エアコンがとても汚く、取り付けて一度も

掃除してないのではと思うほど。アレルギーのある私と子どもにすごくアレルギー症状が出て、とても大変だった。客室5点満点、1点。サービス、5点満点、1点。場所、5点満点5点、管理が行き届いていない。立地やロケーションは良いが、値段の割には清潔でなく使いづらい。これは2015年の口コミを拾い上げました。2015年9月25日の口コミでした。キャンプ時、ベッド1名100円の光熱費を取られる。ホームページに明記されていないので受付でひと悶着。帰るわけにもいかないので、渋々、払わされます。倒れている樹もそのまま草も生い茂り、管理が行き届いていない。年配の男性は接客とは思えない態度だった。こういったのが口コミで上がってます。皆さん、ネットでも検索してみたら、この内容が上がってくると思います。

旅で、宿泊の宿を決めるのに、口コミは必要な情報の一つです。口コミを参考にする人が多くいます。しかし、これだけ評価が低い口コミは余り見たことがありません。施設利用者は9割が町外ということでしたが、この口コミには、町に代わって指定管理者が管理するわけですから、これはひとつのクレーム処理ですけれども、町は指導監督する立場で、担当課として、こうした接遇面のクレームに対してどのように対応されてきましたか。

これは結局、町が管理すべき施設を指定管理者がやるということでは、言い換えましたら、役場の窓口でクレームがあったときには、そこで解決しないときには課長が出て行って説得して、こういったことですよと言って対応すると思うんですけども、全くこの指定管理者に丸投げしていたわけではないでしょうから、担当課としての対応についてお尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） ただいま、いくつか例を挙げていただきましたけれども、昨日も少し御説明いたしました。町にも直接、担当課にもクレームと言いますか、相談めいたことも受けたことはあります。その都度、こういうことがありましたということで、指定管理者には指導、指示をいたしまして、十分気をつけていただくように指導はしているところです。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 3年前、4年前の口コミで上がっていますので、なかなか徹底されていないということなんですね。

2点目です。利用料金徴収の取扱いについてお尋ねいたします。

9月議会が閉会した後のキャンセル料の返還については、昨日お話を聞きました。これに関連してなんですよけれども、9月議会の直前にふくろう館を利用したという人の話を聞きました。そもそもふくろう館は、指定管理者が管理する建物ではなく、

移住定住を検討する人を対象に体験宿泊をさせる施設だったかと思います。それを、ログハウスがいっぱいだったということで、町と協議せずに勝手に宿泊させ、条例の規定がない、何の根拠もない1万円という金額の利用料金を支払ったそうです。この利用料金については、楯の施設と同様に町が直営で管理している建物ですから、利用料金は指定管理者から町に払い戻されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 今回の西尾議員からいただいた話につきましては、特に報告等もあっておりませんので、事実確認をさせていただいて、対応させていただければと思います。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） はい。わかりました。

先ほどのロコミの紹介だったんですが、光熱費の徴収というのは、昨日の話では、3年ぐらい前に遡るということだったんですが、現在の指定管理者になった半年後には、勝手に1人当たり100円が徴収されているみたいです。それがいつの間にか200円になっていました。

令和4年6月28日に、指定管理者制度実務講習会というのが開催され、その資料に目を通しました。これもネットで出てきますので、関係課長はぜひ見てほしいと思うんですけども、その中に指定管理者の法的立場という項目があります。少し朗読しますと、長などの執行機関が行った行為の結果が自治体に帰属するのと同じように、指定管理者が行った行為も自治体に帰属します。自主事業と呼ばれている行為がもたらす収入も、指定管理者ではなく自治体に帰属するものです。許可を受けずに事業を行えば、自治体、長や教育委員会の代わりとして行ったことになり、その収入は指定管理者でなく、自治体に帰属します。許可を受けること、つまり、利用者としての立場を正当な手続で確保しない限り、管理する公の施設を使って、委託料と利用料金以外の収益を得ることは出来ないという立場が管理者なのです。ということが、このときの講習会の資料で示されております。自治体の了解なしに自主事業の名のもとに料金が徴収されていたとするならば、そのお金は自治体に返されるものなのです。かれこれもう8年ぐらい光熱費が徴収されていて、合計すると、もう数百万円ぐらいになるかもしれません。条例に違反して光熱費が取られていたわけです。町はこの指定管理者に請求されますか。それとも、ルールを無視し、利用者から徴収した光熱水費8年分を調査して、管理者から利用者に返還させますか。いかがでしょうか。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） 今、議員がおっしゃった指定管理の自主事業に対する考え方なんですけれども、現在は、この自主事業が、施設の目的内利用なのか、目的外利用なのかで関わってきます。また、条例記載のある施設の場合は、これは目的内で、かつ、これは利用料金制を現在引いておりますので、指定管理者のほうに一括でいきます。そして、目的外利用につきましては、これも同じく、利用料金制という、収入があった分は指定管理者のほうで取ってください。そして、本来、町が支払うべきものについては、これは町が業務委託料として差し上げております。ですから、目的外利用の場合には、目的外利用許可申請という願いを、町のほうに出してもらって、それで町が許可する。その帰属につきましては、その設置における整備、あるいはイベント等につきましては、全て、指定管理者が行っていれば、それは指定管理者のほうに全て帰属していきます。今回は利用料金制ということで、自分たちで収益を上げた分で、全ての経費を払ってくださいというのが、指定管理制度における利用料金制です。今、一番、利益が出たときに問題になっておりますのは、その利益を、町との分配とか、あるいは再投資に回す、そういう規定が今ないと。実際、町内の指定管理者の物件では、数百万円の寄附を町のほうにしていたり、あるいは自分たちで、そこに設備をもう1回投資する。今回、立神峡指定管理業者のほうは、昨日も議論があったんですけど、防犯カメラの設置、あるいはデッキの改修、そして展望台の改修、そういったものを次々に、やはり、そういう設備をよくするための投資を行っております。指定管理に関しましては、そういった考えのもと、我々は選考しますし、そして、契約をして、実際運用に当たっていただいております。以上でございます。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 自主事業の捉え方というのは、これもネットで検索すると1番上に出てくるんですけれども、旧自治体の職員による指定管理の取扱いというのが出てきます。ここの中で、注意しなければならないというのが、管理団体がやる自主事業の捉え方です。このネットで出てくるものや千葉県のもの、県のものも調べましたが、今、目的外とかいろいろおっしゃったんですけれども、この部分でいけば、やはり事前に協議がなされて、自主事業でやる分として了解を得て、そこで初めて収益が得られる。町の施設を使って収益を得ることですから、事業外収入においても、その町の所有者である町からの了解が必要ということになると思います。今、おっしゃった展望台の改修とかについては、もうちょっとしてからお話ししたいと思います。もう1点、次の点でお伺いしたいのは、昨日の副町長からの説明が、私にはよく分かりませんでした。一部報告みたいなものがありましたが、町長から9月議会で、不当に徴収されていた光熱水費の不透明な事柄を、副町

長をトップに内部調査をさせますと答弁がありました。この調査報告は議会にいつか提出されますか。こういった利用料金の調査も報告されますか。いかがでしょう。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） 昨日の答弁の中では、本議会で答弁をしようと思いました。実際、昨日、発言をちょっと止められたんですけど、業務監査を、既に実施を9月にしておりますので、その分については、できましたら、今議会で、私のほうはやらせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） わかりました。吉川議員が9月議会でお話しされたんですが、私のほうの事の発端というのは、今年の8月に、私のところに利用料金のことで問合せがありました。問合せというのは、条例に規定のないお金をいろいろと取られるというものでした。その際、自主事業ということは念頭になかったものですから、私は、薪代1束の500円などのそのような金額は、条例の中の金額を定めているところの1番下に、町長が別に定めると書かれているはずだから、そこに規定されてますよと返事をしました。ところが翌日、宮原振興局に行って聞きましたところ、別に定めはないということでした。さらに、担当者のお話では、自主事業での料金支払いですから、少し木で鼻をくくったような回答だったんですね。町とは何の協議もなく、勝手にやってもかまわないというような印象を、私は受けました。こういった事柄は、条例に規定がない場合は、協定書内で協議されて活字にされていたとするならば、全く問題はなかったと思うんです。担当課では、自主事業の取扱いについて、もう少し研究すべきだったと思います。これが8年ぐらい前から続いてきたわけですから、当時からきちんとしていたならば、こういったことにはならなかったんでしょう。今度、荒平課長のところも指定管理者制度でスタートするわけですから、指定管理者制度の実務講習会の資料は30ページぐらい詳しく書いてありますから、今の課長たちや担当者もこれを見て、法的なこととかもきちんと調べて、しっかり対応してほしいと思います。

次に、決算額の赤字について、9月議会の常任委員会で、担当課長から、令和4年度の決算額の報告がありました。令和4年度は110万円の赤字だったという報告でしたが、その後、令和3年度も赤字だったと聞きました。令和3年度の赤字額を教えてください。この報告は税理士が作成して提出された報告ですか。当然、令和3年度も4年度も、この光熱水費が収入額に入っていますよね。条例外の費用とかもきちんと報告の中に入っていて、3年度、4年度の赤字、という金額を教えてください。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 令和4年度の損益計算書によりますと、損失で赤字になっております。令和3年度につきましては、ここは経常利益ですので、赤字ではございません。9月の常任委員会のときは、赤字ということではお話しはしてないかと思えます。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 常任委員会でお尋ねしたのは令和4年度分だけだったんですよ。令和3年度分が赤字だったということは、ほかから聞いた話でしたので、今日はそれを確認したかったんですよね。もう一度確認しますが、令和4年度は、110万円のこの金額に間違いありませんか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 間違いありません

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 話を進めたいんですけれども、熊日新聞に南阿蘇村の記事が載ってました。9月15日付けの熊日新聞に、南阿蘇村の有機肥料生産センターのことが掲載されていまして、897万円の余剰金を村に返還していないという記事でした。結局、このセンターは余剰金の全額を村に返還しました。さらに、11月27日の熊日新聞では、このことに対しておかしいと思う職員がいなかったのか、それとも、気付いていても声を上げられなかったのか、公務員の職務の先には常に住民がいることを忘れないでほしいという内容の記事でした。熊日新聞では業務委託と書いてありましたが、南阿蘇村のホームページを確認してみますと、ここも指定管理です。そこで、このことに関連しての質問なんですが、氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例を見てみますと、第7条に協定の締結というものがあります。この協定書の中から1号から8号までの規定には、余剰金が出た場合の取扱いについて規定されていますか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 協定書の中には余剰金については規定されておられません。

それから、先ほどのお話ですが、単年度では110万円の利益が出ておりますけれども、それまでのいろんな支払いとかがありますので、前期からの繰越しをいたしますと、純資産につきましては、10万円の利益となります。ですので、単年度だけの計算ですと、110万円ほどの利益というふうになりますけれども、それまでのいろんな支払い等を済ませてしまうと、10万円ほどの利益という計算になるところです。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 結局、10万円の黒字だったということであれば、余剰金が発生しても町に返還しなくていいわけですね。南阿蘇村のルールとは違い、氷川町では返還しなくてもいいということですね。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） その点につきまして、お答えをいたします。先ほども申し上げましたとおり、利益が出た場合、その分配をどうするか、それをやっぱり決めていないというのは、やはり、我々の、これはやっぱり、そういうところの配慮が足りなかった。ですから、その都度、その経営状態を見て、先ほど申し上げましたとおり、黒字がたくさん出ている場合には、それは町に自主的に寄附を、そういう部分をですね、もう少し、協定書の中に織り込んでですね、制度化して、今ある施設をもっとよくするために再投資をしてくださいとか、そういった方向でですね、今後、今回結びます4つの協定の中には全て織り込んでいこうというふうに、現在考えております。なお、先般の立神峡管理組合の指導書の中には、その旨も織り込んであります。自主事業につきましても、全て町に協議してください、そういうふうな行政指導を既に文書で行っております。以上でございます。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 今、村上課長から旧年度と新年度で、黒字というお話を聞いたんですが、私は自治体会計しか見てみたことがなく、簿記を勉強したことがないもんですから、どうしてもその理解が非常に難しいんですけども、決算上では、指定管理者は、働いた分は労働費として、その会計内で受け取られているはずでもんね。ところが、町施設を使用させての利益ですから、もし余剰金が出た場合は、この余剰金は町民のお金だと思います。今、平副町長が施設の改修とか言われたように、当然、余ったお金はその施設の改修費用とか、そういったところに充当すべきものだと思います。私が職員時代に道の駅が、余ったお金を一旦寄附で入れて、冷蔵庫とか買う支出を会計内でやったことがあります。そこはきちんと会計をして、余ったお金が出たならば、寄附で入れて、予算上で改修費を出すとか、そういったことでもよろしいでしょう。これだけ余剰金が出たから、展望台などの改修費用に充てましょうというように、明朗会計で管理されているんだったらいいと思うんですよ。余剰金がこれまでの8年間あたりでプールされているような感じがするわけなんですよね。ですから、スタッフの草刈りの費用も辛抱して、荒れ放題になった状態で、辛抱して余剰金が捻出されているということならば、これはもう、たまらんような話だと思います。ですから、こういった積もり積もったお金、企業で言えば、内部留保金のような印象になるんですが、立神管理組合は協議会ですかね、そういった余剰金や内部留保金を、現在、いくらぐらい持っておられるん

でしょうか。調べておられますか。もし分かれば、お願いいたします。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 先ほど申しました令和4年度の決算では、まちづくり株式会社の資本とか、現在どれだけ資本があるというところで、800万円とかそういったところでお話ししていますけども、それと同じようなのが先ほど言いました、マイナスの117万円ということで、100万円ちょっとの内部保留のマイナスというところで、令和4年度は10万円ちょっとの利益でしたということですよ。現在どれだけあるかというのは、今のところ把握していないところです。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 南阿蘇村と違って、余剰金は町に返還しなくてもいいということであれば、ぜひ内部留保金がいくらあるということは、よかったら調べてください。これは税理士からの報告で上がってきているわけですよ、村上課長。そうですね。ですから、言いたいことは、結局、自分たちもお金は労働賃として入ってきているし、町から1,000万円のお金をもらって、施設の利用料金も1,000万円ぐらい入ってくると。その中で、単年度でやるという上では、こういった草払いとかももうちょっと積極的にやってほしいということなんですよ。多分、今も管理棟の裏は空き缶の山です。片付けましたか。

○地域振興課長（村上孝治君） はい。

○2番（西尾正剛君） 立神峡は熊本県八代地域の紅葉の名所のナンバーズリーに入っているんですよ。11月23日は妙見祭の日で、晴天だったこともあって、立神に行ってきました。家族が熊本市内から来たもんですから、一緒に行ってきたんですけども、山口ナンバーの自動車もあり、結構、県外からも来られていて、賑わっていました。つり橋を渡って、五百羅漢を通りましたが、草だらけで、こんなに太い丸太も転んでいるんですよ。何でこういったのを整理してくれないのかなと思いました。そして、紅葉のきれいなところをつり橋で渡り、五百羅漢の遊歩道を渡って降りてきたら、管理棟の裏は片づけないといけない家電類とか空き缶の山で、ちょっとショックを受ける状態で、町外からのお客さんにはあんまり見せられないような風景だなと思ったんです。要はそういった管理を2,000万円の中で、何できちんとやってくれないのかなという思いがあるわけなんですよ。9月議会の前に、令和4年度の利用者数の表をもらったんですけども、これに200円の管理料を単純に掛けたならば相当な金額なんですけど、そういったものを、そういった作業をする人たちに頑張ってもらって、お金を払えばいいと思うんですけどもですね。そういった管理の状態を、ぜひ監督してほしいというふうに思います。もう1つよろしいですか、議長。

○議長（米村 洋君） はいどうぞ。

○2番（西尾正剛君） 今、副町長からお話があったんですが、氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例についてお伺いしたいと思います。この8条に業務報告の聴取という規定があります。町長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、管理の業務及び経理の状況に関して、定期または必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査して、または必要な指示をすることができるというふうにあります。9月議会では、こういったことで一方的に料金を取るは、加算をするは、里地屋敷の利用時間は条例を無視して時間設定しているということが、議員から話が出たわけなんですけど、この8条に規定する報告、実施調査、指示はきちんとされていますか。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） はい。指定管理につきましては、必ず、月報が上がってまいります。その月報を、担当課を通じて町長まで全て決裁をしております。その中で、疑義、注意点等があれば、当然、指示し、そこは改善をしてもらうというふうな。そして、年に1回は、トータル的なものが必ず、4月、5月、2か月以内に提出をするようになっております。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この指定管理に係る地方自治法の解説の中で、指定管理者制度は民法の業務委託と異なり、指定管理は地方自治法での行政処分、地方自治体に代わって行政処分に該当する使用許可を行うことができるということで、自治体は、設置者として責任を果たす立場から、指定管理者を監督することになると。こういった解説があります。つまりは、地方自治法に規定する行政処分ですから、違反行為があっても、そう簡単には解除ができないということでしょうか。平副町長、お尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） まずその行為が、法と照らし合わせてどういった状況にあるのか。あるいは、故意なのか過失なのか。そういったものも含めて、そしてもう1つは、そういう処分に係る基準、あるいは前例、判例、そういったものをトータルして判断しないと、やはり処分に当たりますので、きちっとした根拠等が必要になってくると思います。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 理解できました。昨日、質疑が終わって、議長から、今後、条例違反が発生していたら判断せよというコメントがありました。私はすぐに返事したんですけども、そこで、施設の利用料金について指定管理者が町からの指摘

指導を受けて、料金がきちんと見直されているか再度調べてみました。多分、担当課でも調べられているかと思いますが、立神峡里地公園のサイトから川沿いキャンプ予約に入ったところ、ログハウス、ロッジの光熱費2000円は、1日か2日で施設管理費に名前を変えて、2日間ぐらいは2000円で明示されていたのが、現在は、この金額の表示はありません。ところが、このキャンプ利用予約では、管理料として2000円徴収の表示がされています。これは昨日、サイトで確認し、今日、一般質問するというので、昨日、もう一度、念のために確認したんですけども、2000円の徴収というのが明示されています。また、長時間利用で2000円徴収というのもまだ残っています。更に、どういうわけか、1張りテントを持ち込んでも、1,000円余分に払わされるというのがあります。結局、1人でテントを持ち込んでキャンプサイトを利用した場合、条例では2,000円で済むはずなのに、余分な1,000円と管理料2000円が取られ、3,200円の支払いという予約サイトになっています。この料金の見直しがされていないということを担当課は把握していますか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） はい。立神峡里地公園のホームページにつきましては、9月議会以降幾度か確認をしてるところですけども、そういった修正漏れというようなところがありましたら、後ほど少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） 今、キャンプサイトの発言がございましたけれど、キャンプサイトは、もともと条例に規定されているキャンプサイトと、本人が自主事業で準備したサイト、2種類あります。恐らく後者は、自主事業で指定管理者が整備したサイトでございますので、そういう料金設定というふうに理解をしております。以上でございます。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 分かりました。もう一度、村上課長に、ぜひ、この料金の見直しの確認をしてもらいたいと思います。口コミの中でありましたように、利用者からもお伺いしたんですが、1人でテントを張りに行き帰るときには、何かさんざん大分お金を払わされたですもんねという方もいらっしゃいました。ですから、このキャンプサイトも9月議会の最中と昨日も見たんですけども、何かちょっと話が。それは分かったうえで、そこを利用する人はよろしいんでしょうけれども、帰る時にはさんざん取られましたというような話も聞いたもんですから、その確認はぜひ、担当課でやってもらいたいと思います。9月議会が終わって、周辺の清

掃とか遊歩道の管理とか指定管理者がやっているかというのは、なかなかできていなかったんですけども、管理棟の裏はきれいになったわけですね。遊歩道はどうなのでしょう。

○議長（米村 洋君） 地域振興課課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 遊歩道につきましても、西尾議員様から御指摘いただいた後、指定管理者に確認しましたところ、その点につきましては、気付いているということでした。ただ、すぐに対応ができないということで、週末に対応はしているとのことです。ただ、先ほども言われましたように、紅葉の時期とか見に来られるお客さんが多い時期が分かっている状況であれば、もう少し早めに対応をしていただくようには依頼したところです。

○議長（米村 洋君） 西尾議員、君に一言言うんだけどね。今ね、君が一般質問をしている。君が質問するのはね、9月の議会で、指定管理者を選考選定しない以前にね、こういう要請のことを言えば、議会もしっかり調査をして、指定管理者が適正か適正でないかということ、議会も論議したはず。今現在、非常にグレーゾーンだ、この指定管理者は。しかし、しっかり監視指導してこなかった町の責任は大いにあると思う。今後において、指定管理者が利用者から違法に徴収するような立神公園条例等々の違反をしたことについて、いろんなことの実態関係があれば、また今後こういうことが起これば、議会もいろんな問題を提案していきたい。そして、町としても、こういう条例違反があったときは指定管理者を解除するという方向性でやっていかなければならないと思う。いいですか、西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 今、議長が言われたようなことを今から言うつもりだったんですが、氷川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第9条には、指定の取消しの規定があります。ですから、今から注視していくということなんですけれども、やはりそこは、昨日、議長が話しましたように、条例違反があったり、管理が不十分であったりするならば、この9条に基づいて、指定取消しということも視野に入れて、ぜひ、そういった対応をとってほしいと思います。立神地区の人から、汚いからなんとかしてくれという連絡をもらってから、この3年間、管理上は何も変わっていない状態だし、料金のことは、私は9月議会までには知らなかったんですけども、もうそういった状態だったということですので、これから先、条例の9条の指定の取消しということは十分、考えてもらって、担当課、町長で判断をしてもらいたいと思います。あと最後に1つ、公の施設の指定管理者監査の件なんですけど、自治法の199条の第7項、これは委員長報告の中でお話ししましたけれども、本件は、年間1,000万円以上の管理料が町から支払われている財政援助団体です。指定管理に係る出納その他の事務執行が適切かつ効率的に行わ

れているかどうか、監査も実地でしっかりやっていただきたいと思います。最後に、町長のコメントをお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 昨日も少し申し上げましたけれども、立神峡は町の唯一の財産でありますし、地区の皆さま方の財産でもあるかなと思っております。これまでも、また、これからも、しっかり管理をしていかなければならないと思っております。そのうえで、今、いろいろやりとりを聞いて、やはりそれぞれの施設で在り方も違うんですね。道の駅はまちづくり振興会ですが、あそこは先ほどおっしゃいましたとおり、余剰金を町に寄附して、積み立て、議会の承認を得て、次の投資をしていく。まちづくり株式会社は、まちづくり酒屋と情報銀行を管理しております。まち株は、余剰金が出たら、内部留保金として、会社の余剰金として、今、900万円ぐらいの余剰を持っているわけでございます。ほかの福祉施設につきましては、必要な部分しかなく、利益を持てるものがありませんので、それはないかなと思っております。立神峡公園につきましては、利用料金制で、指定管理者の裁量の部分も大いにあります。ただ、その部分を明確にして、町と管理者との合意のうえで、確認をしたうえで、進めてくださいというところが足らなかったのかなど。監査の話が出ました。ほかの会社には外部監査があります。まち株にもまちづくり振興会にも福祉センターにも外部の監査委員があります。ただ、管理組合には内部での監査しかなかったのかなど。監査がいらっしゃるのかもちょっと把握していませんけれども、そういった外部からの目、指摘というのが、きちんとできていなかった部分もあるかなと思っております。外部監査あるいは内部監査も、これまではなかなか行われておりませんでした。ほかの施設は取締役会があります。あるいは理事会があります。そこに私たちが直接出ていきます。担当も出ていきます。そして、臨時取締役にしますと、大体2か月に1回ぐらいは、何らかの形でチェックができるようなシステムができ上がっております。ただ、この立神峡管理公園につきましては、そのシステムが現在のところないような状態で、私どもが言われてから指摘をする、それをやっていただくというようなシステムですので、その辺りのシステムにつきましても、もう1回、きちんとしたシステムを作っていく。あるいは、前からも言っていたんですけども、月に1回は担当課が出て行って、そういった会議を開く、あるいは確認をする。そして、必要な指示をする。そういったことを徹底して、ほかの施設もさせていきたいと思っております、この指定管理について、これまでの分とこれからの分も含めまして、町としての責任を果たしていきたいと思っております。頑張ってください。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君、議会としても、選考委員会が選定したことに

において、何の問題もないということで承認したと。しかし、こんなにいろいろな問題が出てくると、議会としても、今後、いろんな方面で監視をしていかなければならない。それと、選考委員の長である平副町長、今後において、条例の違反行為があれば、故意とか過失とかの問題じゃなくて、違法に徴収をするということはアウトなんですよ、普通は。だから、今後において、しっかり監視していただいて、しっかりした指導をしていただければと思うんですが、どうでしょうか。平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） はい。今、議長から指摘をいただいたとおり、厳しい目を持ってですね、本来立神峡自然公園が人から愛される施設になりますよう、誠意、努力をしてまいります。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 以上で、西尾正剛君の一般質問を終わります。

10分間休憩いたします。

-----○-----

午前11時00分

午前11時10分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、飯田健二君の発言を許します。

○1番（飯田健二君） 皆さま、おはようございます。1番、飯田健二です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1番、立神峡里地公園の指定管理者の指定について。前回の議会、9月議会で、現在の指定管理者へのさまざまなクレーム、課題が問題になっていましたが、その中で、同じ指定管理者を指定されていますが、どのような考えでそうなったのかを教えてください。

ア、選考委員のメンバーの構成は。

イ、何社、プロポーザルに来たのか。

ウ、選考基準は何なのか。

エ、選考委員一人一人の評価に対する感想をお聞かせください。

2番、空き家対策について。

ア、9月定例会にて、これから計画の策定を行うとありましたが、進捗状況を教えてください。

3番、警察署跡地の地域優良住宅整備事業について。

ア、現在の進捗状況を教えてください。の3点をよろしくお願いします。

立神峡については再三、さっきから話も出ていますので、もう一つ深くいろいろ質問できたらなと思います。よろしくお願いします。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君の質問事項が3項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項1、立神峽里地公園の指定管理者の指定についてのアからエまでの答弁を求めます。副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） それでは、アからエまでを一括してお答えをいたします。

まず、選考委員の構成につきましては、氷川町指定管理者選定委員会設置要綱にありますとおり、委員長を副町長、副委員長を総務課長、委員を企画財政課長、地域振興課長、福祉課長、農業振興課長、生涯学習課長、合計7名になっております。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） アのメンバー構成について、外部の人を入れたほうが柔軟な意見や客観的な視点で、公平に、慎重に、精査、審査することができるのではないかと思うんですけれども、なぜ外部の人を選定委員にすることが出来ないのでしょうか。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） すみません。今の答弁で、一括で答えておりませんので、議長、発言してよろしいでしょうか。

○議長（米村 洋君） どうぞ。

○副町長（平逸郎君） 次に、イにつきましては、プロポーザルの参加者数は3社でございます。ウの選考基準につきましては、募集要項にありますとおり、施設の維持管理の内容や経費の的確性及び実現の可能性、人員の配置及び能力、施設の設置目的を達成できるか等の8項目において、設定をしております。これは、事前に募集要項を開示しておりますので、各団体様、皆さんそれを見られて計画書、申請書を作成しておられます。

そして、委員会に外部委員を入れる予定はないかということでございますが、外部委員を入れる予定はございません。実は、指定管理施設の詳細、実際、どういう施設でどういう管理をしているのか。あるいは、この指定管理制度を熟知してないと、特に、この指定管理制度が物すごく難しいです。やはりそこは自主事業という、かなり幅の広い部分がございますので、そういったものを、かなり知識がないと審査が出来ないものというふうに思っております。また、厳しい守秘義務や今回のように責任を負うことにもなりますので、これを外部委員に委託できるのかと、そういった部分もございまして、きちっと責任がとれる役場職員でっていうふうに考えております。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） アの部分に関して、外部を入れないという考え方はなるほどと思うところもあるんです。後でまた出てくるので、ここでアの質問は一旦閉じ

させていただきます。

イで、何社がプロポーザルに来たのかというところで3社という回答で、意外と少なかったと思うんですよ。少ないように感じるんですが、募集範囲を町内だけにして、プロポーザルをされたようなんですが、なぜ広域に広げなかったのでしょうか。広域に広げることによるメリットとしては、さまざまな観光知識をもった業者や公園の整備事業に実績のある業者が、広げれば広げるほど出てくると思います。それなのになぜ広域に広げずに、地元の3者だけで行ったのか。何か理由はあるんですか。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） 指定管理の募集をするときには、その議論がございました。確かに、指定管理業務に慣れている専門の業者さんというのは、県内にも数社いらっしゃいます。もう一つ、やっぱり事前の段階で、少し、こういったところに手を挙げたいといったような情報も事前に入っておりました。その中で、やっぱり私たちは、地場産業の育成、氷川町内での地場産業の育成と雇用というのは、やはり重視すべきだと。そして、もうせっかくですね、やはり、立神峡を管理していただけたら、立神峡、氷川町そのものに郷土愛がある人に、郷土愛がある団体とか会社にやっぱりお願いしたいというふうに。やっぱりそこが一番強い思いでした。やはり、今回、新規参入を促すという部分もありますので、指定管理の募集については、実は経験がないとできないとか実績がないとできないといったようなのも、県内は結構ございます。ただ我々は、やっぱり、何とかできるんじゃないかというか、してもらいたい。そこについては、やっぱり町も積極的に関わっていきながらですね、そういう思いでですね、やはり町内ということに今回限定させていただきました。管理実績については、必要ないというところで、それがあるとやっぱり新規のところも入ってこられるということでございます。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） なるほどですね。結果論だけ言いますと、これだけいろいろと物議を醸し出していることであれば、私だったら募集を広域に広げて、専門のところに回せばいいじゃないのと思うところがありました。しかし、地場産業をしっかり盛り立てていく、地域をつくっていくという考えがあるのでしたら、少し納得できる場所でした。イについては、以上で終わらせていただきます。

ウの選考基準は何なのかというところを、もう一度お願いしてもいいですか。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） 選考基準につきましては、募集要項の中に、A4で1枚ほど、かなり事細かく書いておまして、それを全部説明するとかかなりの時間を要す

るために、実際、来年の4月以降、施設をどういう管理をしていくのか、そこを具体的に、プロポーザル事業計画の中では、各団体の方から言われた。そして、当然、経費の積算表が付いておりますので、それが適正かどうか。町がしている、例えば、上限以下に収まっているのか、そういったものも審査します。そして、実際、提案があっている管理の実現性ですね、それが可能かどうかを吟味します。そして、人の配置、そして、やはりそれができる能力ですね。草刈りをされる人はちゃんと草刈りができる。あるいは、自然観察とか、ほかのいろんな環境事業をやるような資格だったり、あるいはその能力ですね。当然、自分になれば、外部からですね、講師を派遣するとか、そして、最終的に、立神峡という、里地公園という、この公園そのものの設置目的をちゃんと実現できるか。そういうのを事業計画書、そして、プロポーザルで発表されますので、そこをしっかりと聞いて、7人の委員さんが審査に挑むこととなります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 副町長の頭の中にはそれだけのことが入っていて、昨日の答弁の中であつたんですけども、副町長は現場も見ていますと。でも、ほかの課長の皆さまは、選定委員の皆さまは、現場を見に行つたのか、見て審査したのかという問いに対して、誰も手をあげられなかった。そのことにちょっと驚愕したんです。机上の論にしか聞こえない部分があつたりして、机上の論で判断してしまったのかなと解釈してしまうところもありました。現場を把握することで、今、どういった課題を抱えていて、これからどういった課題が生まれるのか、そしてまた、現行の予算の執行が適正なのか、より深く認識できるはずだと思うんですよ。また、プロポーザルでのプレゼンで提出される収支計画や事業計画の実現性を、現場を見たらうで計るべきと思います。先ほど、選定委員の責任が重いという話もありましたが、選定委員の皆さまにおかれましては、プロポーザルの際には、何か月も前から事前に、現場をしっかりと見て、選考委員の皆さまと協力して、行政内で協議していただき、自分たちの審査が公平であり適正だったと自信を持って言えるような環境を、時間をかけてしっかりと準備していただきたいと思います。ウの質問は以上であります。

○議長（米村 洋君） これに対して答弁は要らないですか。

○1番（飯田健二君） お願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今、審査会の在り方について少し述べられましたので、委員長は副町長であります。最終的な判断は私がしなければなりませんので、お答えしたいと思います。審査委員は事前に見ていなかったのかと、議員がおっしゃい

ましたが、それをやったら公平な判断はできませんよ。先ほどからいろんな話があります。それじゃ、落ち葉が落ちていたらアウトなのか。自然公園ですから、当然、毎日毎日、葉は落ちるでしょう。週に1回の清掃ではなかなか足りない部分があるでしょう。そこをたまたま見て、これじゃ駄目だという先入観を持ったら、審査員としては失格でございます。それぞれの提案を客観的に判断して、決定をしていく必要があるのかなというふうに思っております。ただ、その上で、審査員の能力、見極める力、情報は持つておかなければなりません。それが少し足りなかったのかなというのは少し反省をしております。先ほど、西尾議員にお答えしましたけれども、毎月1回1日に課長会議を行っておりますが、指定管理の施設を担当する課長には、事前に現場に行き、課長会議の中でディスカッションをする課題、その他を含めたうえで、報告をしていただくような形をとりたいと思っております。毎月毎月のそういった情報を踏まえた上で、判断にまた持つていくということは大切かなと思っております、そこはぜひ、させていただきたいと思っております。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 町長がそうおっしゃっているので、今後に期待したいと思います。

それでは、次の質問に行かせていただきます。選考委員一人一人の評価に対する感想を聞かせてください。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） 評価に対する個人の感想は、述べることができません。これは委員会の設置要綱の第5条第5項にて、委員会の会議は公開しないものとし、何人も審査内容をほかに漏らしちゃならないと規定をされております。守秘義務です。委員には守秘義務が課せられておりまして、内容を漏らせば、これは懲戒処分の対象になります。なぜ、こういう厳しい守秘義務が課せられているかと申し上げますと、感想といえども、やはりそれは審査内容を受けてのことですので、これを答えてしまうと、恐らくいろんな問題が発生し、審査会そのものに影響してくるというふうに思っております。なお、全てのプロポーザルの審査会、年間10本ほど、我々やっておりますけど、そこにつきましては、厳しい守秘義務が課されているような状況です。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） そうですね。そういった条例で決まっています、それだけ厳しい守秘義務を課しているという理由が、なかなか私たちには分からないところがあつたりするものですから、そういったところがあるのなら、それを1回1回、表に出してもどうしようもないということは、納得できるところであります。

昨日から指導の話になっていますが、これまで立神峡公園の指定管理者にどういったことを指導してきたのか、まだ、そのことがこちらにしっかりと伝わっていないところがありますので、現管理者に対しての行政の指導内容を教えていただけたらと思います。

○議長（米村 洋君） 飯田議員。先ほどの西尾議員の質問のときに、副町長がはっきり言ったじゃない。またそれをやれと言うんですか。はっきり答弁しているぞ。副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） 先ほどの答弁の中では、文書による行政指導の内容を報告しておりませんでしたので、議長、その点、報告をよろしいですか。

○議長（米村 洋君） どうぞ。

○副町長（平逸郎君） ありがとうございます。本年の11月8日、業務監査を受けて、文書による行政指導書を立神峡管理組合のほうに出しております。その内容を読み上げます。

氷川町立神峡公園条例に規定されている施設の利用料については、同条例に規定の使用料以外は徴収することができず、自主事業として徴収している管理料1人当たり200円は、利用者に誤解を招くこととなるため、徴収しないこと。また、これまでの徴収分については、早急に該当者に返金手続を行うこと。物品販売等について、施設使用料に上乘せと誤解されないよう、必要な場合は、販売しますと注釈を追記すること。自主事業を実施する場合には、事前に文書にて町に報告、相談すること。ホームページの掲載内容や電話窓口の説明時など、利用者に誤解を招くことのないよう、分かりやすい説明など、対応に心がけること。氷川町立神峡公園管理運営に関する協定書を遵守すること。

これを出しております。これに基づきまして、今現在、指導内容が完遂できるまで、担当課、私もそうなんですけれど、含めて、今、努力しているところでございます。以上でございます。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） エについてはよく分かりましたし、ぜひ、そういった形で頑張ってくださいと思います。今回、この立神峡里地公園の指定について、これだけ多方面から物議があったこと自体が問題だったと思いますし、これが過去何年も積み重なってきたことが、今になって大爆発しているように思いました。私は1期目の議員で、立神峡を議論する場に初めて来たので、本当にそう思いました。その1番の原因をつくってしまったのは、やはり、行政が管理者に対して、問題や課題が起きたときに適時適切な指導をしてこなかったこと。それが、この事態を招いたのだと思っています。指定管理者は事業主ではございません。社長ではござい

ません。あくまでも町から委託され、町民の皆さんからの税金で、維持管理、観光資源を託された代表者でありますので、立神峡公園の社長ではないことを認識してもらう必要があったと思います。その指定管理者もやはり、長年やってくれば、プライドもあるでしょう。良い言い方が分かりませんが、長年勤めてきたからこそ起こり得る思い違いというものがあるって、それが起きたときに即時即決で指導できるのは、行政しかいなかったはずで。後になっていろんな話が出てきて、後になって対応してきた。それが良くなかったのかなと思っています。今後は、そのようなことがないように、選定された委員の皆さまと指定管理者とがしっかり連携を図り、先ほどの行政指導の内容もしっかりと遂行していただき、今後はこのような事態にならないようお願いしたいと思います。議長も昨日から言われていますけれども、問題があったときは即時徹底した指導をし、そして、指導をしても改善されないときは勧告指導をし、勧告指導をしても改善されないときは解約もするという覚悟を持って、管理していただきたいと思っています。そして、立神峡公園もいつかは時代の移りと流れの中で、指定管理者が変わっていくこともあると思います。そのときに、副町長がおっしゃったように、地場産業を、地元の人をという思いもよく分かります。指定管理者を選ぶに当たって、行政ががちがちに管理してしまって、民間の力を活かせないというパターンもあるそうです。だからと言って、民間任せにしてしまって、このような事態を招くこともありますので、そのバランスは議会も含めて協力して考えて、立神峡が地元の人からも愛され、地元の人も観光客をウェルカムと呼べるような体制、運営になるようお願いしています。町長の考えをお聞かせください。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 先ほども申し上げましたとおり、大切な観光資源でありますので、しっかり守っていかなければならないと思っております。その上で、今回の指定管理の指定に当たって、選考委員会7名の審査は公正、適正だったと思っておりますし、昨日、議決をいただいたところであります。その上で、ファジーなところ、グレーゾーン、条例や規則、協定の細部が明確に分かるようなものを作っていかなければならないのかなと思っております。今回いろんな議論をいただきまして、改めて必要性を感じたところであります。今回のこのことを契機に、指定管理制度がその効果を発揮するように、これからもしっかりと進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） 副町長、今後、指定管理者に対して、地元ももちろんのことですが、来園する方に、三波春夫さんの文句を指導していただきたいですね。お客様は神様ですということ。その辺のところをしっかりと管理者に徹底していただき

たいと思います。よろしくお願いしときます。

飯田健二君。1番の立神峡の公園のことはこれでいいですか。

○1番（飯田健二君） はい。立神峡公園の質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（米村 洋君） 次に質問事項、空き家対策についての答弁を求めます。建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 質問事項2の（ア）についてお答えいたします。空き家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、氷川町空き家等対策計画を、今年、令和5年12月に策定いたしました。今回、町議会への説明を別途予定しているところでございます。その後、町の公式ホームページなどに掲載し、住民などへ広く、実施に向けた周知を行っていきたいと考えております。以上で、2の（ア）の答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） この空き家対策も前回に続き、この町が抱える重要な課題として捉えております。前回も言いましたとおり、空き家は、防犯の面や景観の面などのいろんな面でマイナスのことが起こることが分かっていますので、私はその解消についていつも話しております。建設下水道課は、空き家だけではなくさまざまな課題を抱え、少ないマンパワーで頑張っているのはよく分かります。それでもなぜ、私が空き家対策を急ごうとしているかと言いますと、県北のTSMCの工場ができることで、土地の価格が固定資産税とともに、菊陽町で23パーセント、大津町で22パーセント、合志市で18パーセント、上がっているというニュースを見て、ここにもチャンスがあるだろうと思っているからです。私の知り合いも不動産でマンションとかをつくっていて、1LDK7万5,000円の新築マンションが満室だそうで、県北では住宅需要というか、機運が高まっているようです。しかし、歴史をひも解いて、いろんなところを見てもみますと、都心の周りの、土地が安くて、住みやすい、渋滞がない、空気がきれいというところに家が増えていくということが起こっています。東京都やその近隣の県、福岡県でも中心地とその周りとか、熊本でもそういった形で。ですので、空き家をお持ちの方々にも、絶対これからチャンスがあると思っています。売るチャンス、解消するチャンスと。空き家の解消には、特別措置法において、町で計画をつくらないと進めることができないという規定になっていると理解しています。空き家対策特別措置法の第7条は、市町村は空き家等の対策計画の作成及び変更、実施に当たり協議を行うための協議会を組織することができるのとあります。そこで、空き家対策を更に加速させるための提案の1つとして、民間をここで活用し、弁護士や司法書士、建設業界、土地家屋の建物を評価する人、そういった外部の力を活用して、空き家対策に取り

組んでいくという考えはありませんか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 町といたしましても、今後、空き家対策を行う上で、協議会は重要であると考えております。法の第7条に定める協議会について、本町の策定した計画では、空き家対策を講じるための協議会として、氷川町空家等対策検討委員会を設置することとしております。委員会のメンバーは、町長をはじめとし、関係部署の職員、検討が必要な空き家の所在の行政区長のほか、外部から有識者として、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、弁護士、建築士、不動産関係者などが考えられますが、構成については今後、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） はい。ぜひ、加速するためにも検討していただいて、適時、適正な対応をお願いしたいと思います。その中で、空き家を解消するために空き家を解体するのは、まずは持ち主の責任でございます。建物も終活する時代とCMで見ますけれども、よく聞く問題が、住んでいない地元にある空き家を解消したいけれどもどうにかしてくれというものや、危険な状態で強制撤去しなければならないものがありますが、その解体の費用はまずは町が負担して、その後、徴収するという認識でいますが、間違いないでしょうか。強制撤去についてです。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 法第15条第1項に定める財政支援に、空き家対策総合支援事業というものがございます。その中に、空き家の除却に対し、国から市町村へ40パーセントから50パーセントの財政的な支援があります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） ちょっと私の質問と違ったんですけど。

○議長（米村 洋君） 質問と違ったの。

○1番（飯田健二君） 私が聞きたかったのは、強制退去というか、行政執行をしたときの予算は町が負担するんですよねと。そして、その負担した費用は後で、持ち主から徴収するんですよねというところを聞きたかったんですけども。

○議長（米村 洋君） それはね、特定空き家についてということですか。

○1番（飯田健二君） 特定でもです。行政代執行についてです。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 町が住民に代わって行う行政代執行をしまして、そのあと、所有者にその費用を負担していただくという事業がございます。以上です。

○議長（米村 洋君） そういう特定空き家は何件あるのかは聞かなくてもいいのかね。空き家は何件あるのかも聞かないでもいいのかね。飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 空き家の総数は240件と把握しております。その中で特定空き家は何件ありますか。対象となる物件が何件あるのか教えてください。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） はい。前回、243件の空き家がありますと答えております。その中で、所有者の特定を行い、現地で外観から調査をし、管理がされておらず、草が入っていたりしている物件につきましては、30件ほどございました。まだ判断はできませんが、倒壊や周りに迷惑をかけるような特定空き家だろうという状態の物件は16件ほどございました。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 30件、持ち主が把握できているということは、本当に大切なことで、それがほかの空き家に対しても、全てそうあるべきだと思います。住んでいない家は年々確実に老朽化していきますので、管理はしっかりとさせていただきたいと思います。先ほど法第15条に触れられましたね。空き家対策特別措置法の第15条に、市町村が行う空き家対策計画に基づくとあります。空き家等に関する対策を円滑に実施する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充、その他必要な財政上の措置を講ずるものとあります。それは先ほどお話しされたので分かったんですけども、こういったものも是非活用していただき、絶対に計画に盛り込んでほしいと思います。そして、町が一部負担するときに、すべて単費で負担するよりも少しでも交付金をもらって、そして、積み増し、戻していくという形が取れますので、それも町の運営としても必要な事項だと思います。この第15条に関しては、ぜひ計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。

○議長（米村 洋君） 飯田議員。特定空き家の前に、管理不全の空き家は何件あるのか、それは聞かなくてもいいの。

○1番（飯田健二君） 先ほど30件と言いました。持ち主が把握できているそうです。

○議長（米村 洋君） 順序が最後からいっているから。

建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 法第15条第1項の財政支援の空き家等対策総合支援事業を利用するには、町と国、所有者の負担が発生しますので、今後検討が必要だと思います。それから、法第15条第2項の税制上の措置については、先ほどの事業を実施した町の負担に対しまして、特別交付税措置が最大50パーセントなされることになっております。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） はい。先ほども先に結論を言いましたけれども、この空き家対策については、定住移住者を増やすため、町の住宅整備や住むところの確保のためにも、こちらも頑張っていけないといけないことだと思います。町長の考えを聞かせてください。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 空き家対策につきましては大きな課題でありまして、以前から私たちも課題と思っておりました。そういった中で、空き家バンク等々の制度を創設してきたところでもあります。今回、国の法律に基づいて計画をつくるということで質問を受けましたが、早速、計画案を作り上げました。今後、皆さん方に御説明し、その内容でよければ、町民の皆さん方にもお知らせをしてみたいと思います。その上で、先ほど特定空き家や行政代執行の話まで及びましたが、そういった措置を行うためには見極めが必要であります。ですから、この検討委員会の果たす役割は大変大きいんですよ。ですから、今回、外部の委員の皆さん方にも入っていただき、専門家の意見を聞きながら、ここは特定空き家ですよと、だからどうしていただきよという方向を探していかななくてはなりません。ただ、そこは個人の財産に踏み込んでいく話でございますので、慎重に行くべきところは慎重に進めていきたいと思っております。

○議長（米村 洋君） これもういいの。

○1番（飯田健二君） 空き家については、2番の質問は閉じさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 次に質問事項3、警察署跡地の地域優良住宅整備事業についての答弁を求めます。建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 質問事項3の（ア）についてお答えいたします。現在、地域優良賃貸住宅整備事業アドバイザー業務を実施しております。PFI事業に向けての実施方針や要求水準書案の作成を行っているところでございます。今後は作成状況に応じまして、町議会への説明もしていきたいと考えております。以上で、3の（ア）の答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 具体的なものはまだ決まっていないという認識でよろしかったでしょうか。先日、全国市町村国際文化研修所でPFI事業の講義があったので、全国の自治体の成功事例や課題を学んでまいりました。まだ案なので、私も具体的な情報は提供できないところなんですけども、PFI事業の導入は、この氷川町にとっても新しい事業手法でありますね。ですので、今回の成果次第では、厳しい財政状況があったとしても、地区整備事業や公共施設の再配置計画など、そ

ったものを効率的、効果的に進めていくことができるものでもありますので、今回のPFI事業を活用した地域住宅整備事業が成功すれば、1つの実績というか、1つの事業スタイルとしての物差しになるのではないかと考えています。そこで、行政の皆さんは意識していらっしゃると思いますけれども、計画から施設の設計、管理、維持、運営、修繕、事業終了というところですね。事業も建物になりますと、20年後、30年後が事業終了のときとなりますので、事業全体にかかるコストもしっかり考えてほしいと思います。特に、物価も上がっていますので、以前は12階建てが10億円ぐらいだったが、今は2倍は掛かるという話を聞いております。そういったことも考えつつ、民間事業のノウハウや発想も引き出していただいて、運営を民間に託すことも視野に入れて、計画をお願いしたいと思います。先ほどの指定管理者でも触れましたが、余りにもがちがちになってしまうと、自由度がなくて、民間の良さが発揮できなかつたりもします。かといって、自由を与えてしまうと、コスト面のこととかいろいろな問題が出てくると思いますので、今、入っていらっしゃるコンサルの方々と相談していただきたいと思います。先ほどの、県北の土地の価格が上がっている話になりますけれども、調べてもらえば分かりますが、県北は非常に高騰しています。だからこそ、空き家も解消しながら住宅整備事業も、この両輪でしっかりと。私の師匠がよく言われますが、人は財産、財産は人、人が経済、経済が人です。政治と経済は切っても切り離せないと思いますので、そういったところを、ぜひ頑張ってもらいたいと思っています。町長の今の見解をお願いします。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 議員がおっしゃいますとおり、氷川町は人口が激減しております。これも大きな課題でありますし、少子高齢化も他の自治体よりも進んでおります。高齢化への対応や少子化への対応は、私たちできることはしっかりやらせていただいております。国全体の人口が減っておりますので、うちだけが止まることはないと思っておりますけれども、どこかで食い止めていかなければなりません。そのためには、この町に住んでいただく環境を整えていかなければなりません。それが住宅だけでいいのかと少し疑問は抱きますが、必要な部分です。それとやはり、働く場所、働く環境もきちんと担保した上で、ここに住んでいただくかなければなりません。その2つは車の両輪でありまして、働く場所、就労環境の確保と住宅や居住環境を良くすること、これはこれからの町が進むべき大きな方向だろうと思っております。数年前からこの住宅建設に向けた事業を進めているところでありますが、旧竜北地区の方の人口減少が大分進んでおり、農家が多いということも背景にあるんでしょうけれども、竜北地区においてもどこかに住める環境を造っていかなく

ばならないと思っており、内部の検討委員会を立ち上げて進めてきております。そのことにつきましても議会にも御説明し、その方向でよければ、まずはこの優良住宅を建設し、追って、別のところに分譲するというような方向も検討しており、それも民間の力を借りていきたいという思いでございます。まずは、そのためにもこのPFI事業を成功させていかなければなりません。これからもしっかりと肝を据えて、町の行く末を左右するような大きな課題であるということを念頭に置いて進めていきたいと思っております。TSMCのお話もされました。そうなりますと、私どものこの氷川町もスマートインターができておりますので、通勤圏なんです。40分で行けますよ。そうなりますと、高い土地よりも安いところ、それも自然豊かなこの氷川町を選んでいただける可能性が更に高まったということでございますので、それも含めましてしっかり頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 町長のお話の働く環境づくりとは、企業誘致のことなんだろうと思っております。企業誘致と宅地政策とを進め、人が増える環境をつくってほしいと思っております。また、これから、特定技能制度とって、5年間、日本で働いた外国の人たちも日本の国籍を持って、海外から家族を連れてこられる制度があるそうです。その人たちは優秀で、5か国語ぐらい話せて、日本人よりも給料が高い会社に勤めている人たちも多く、その人たちが家も土地も車も買えるという環境になっていくようです。人口が減っているからこそ、いろいろな人たちを受け入れる体制が出てくると思っておりますので、ぜひ、そういったところも含めて、町長、よろしく願います。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 外国人の雇用の話も出ましたので、お話をさせていただきたいと思っております。実は先般、ペルーを訪問しました際に、在ペルーの大使館にも行きました。全権大使ともお会いして、人事の交流の話がありました。熊本県は留学生がたくさんという話を一生懸命にされました。私は今のお話をさせていただきました。日系社会でございますよ。南米の日系の人たちは、日本に対する思いやふるさとの思いが非常に強いです。そういった方々を先ほどの研修生や就労という形で招致できないかという話を、大使と一緒にしてきたところでございます。そこには県人会の会長も同席されておりましたが、とても賛同されておりました。それをやりたいという若者もたくさんいらっしゃいました。研修だけではなく、また、留学だけで6か月や1年間行くよりも、長い期間行って、働きながら学びたいという意見もたくさんありました。この氷川町はペルーとの御縁がございますので、県や国に働きかけながら進めていければという思いでございます。ありがとうございます

います。

○議長（米村 洋君） この前、町長と片山前副議長、総務課長、企画財政課長補佐がペルーに行きました。なぜ行ったかと言うと、120年前にペルーに移住された氷川町出身の平岡千代照さんが大成功を収めているんですよ。息子の平岡ルイスさんが県のペルーの祝賀会に来られたときに町長と会われ、町長のことを非常に気に入られて、1億円という金を寄附されたわけですよ。この前、通訳の人に聞いたところ、ペルーの貨幣価値で20億円というようなことを言われましたね。10人家族が20年から30年は楽に生活できる金額を寄附された。リマ市で家電量販店を営んでいます、大々的に有名な会社です。どうして1億円もの寄附をされたんですかと尋ねたところ、藤本町長の人柄が気に入り、子どもたちの学童塾を建設してほしいということで、1億円を寄附されました。この前、町長が御礼に行かれましたが、ペルーの貨幣価値で20億円ということで、私も大変びっくりしたところです。今日、傍聴に来られている人たちにも、ペルーのことについてお伝えしたいとお話しました。

飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 議長、最後にありがとうございます。以上で一般質問を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） ここで、1時まで暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前12時02分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、吉川義雄君の発言を許します。

○4番（吉川義雄君） 皆さん、こんにちは。4番議員の吉川義雄です。傍聴席の皆さん、そして、ネットで視聴しておられる皆さん、傍聴ありがとうございます。通告に沿って3項目の質問をいたします。

1点目、町主催の敬老会の在り方について質問をいたします。

今年の氷川町敬老会が竜北体育センターで行われました。会場に向かう中で、町民の皆さんから、2階まで上がるのは大変ばい。ここまで来るのに車がなかったので大変だったと声をかけられました。また、後日、子どもの作文が1番よかった。しかし、来賓が先に帰ったら駄目ですばいと厳しい意見もいただきました。今年の敬老会を、町はどう評価されていますか、お尋ねをします。私が聞いた皆さんの意見の中で1番多かったのは、会場までの交通手段がないので大変だというものです。

町はマイクロバスの運行を行いました。若い人なら集合場所に行くことができるけれど、年寄りは無理ですという話も聞きました。私たちが考えているようにはなかなかいかないと思いました。会場への交通手段を再検討する必要があるのではないかと思います。考えをお聞かせください。

町は敬老会の参加者へ記念品を贈っています。会場で配るとなっていますが、会場まで行けない人にはどのようにされているのでしょうか。長寿のお祝いの記念品です。対象の皆さんに届けることはできないのかをお尋ねいたします。

また、1か所に集めるのは大変ではないでしょうか。よその町村のもいろいろ見てみましたが、合併したところでは、規模を小さくして、元の自治体ごと、あるいは集落ごとの敬老会が行われているところもあります。氷川町も以前のように2つの会場で開催してほしいと強い要望をいただきました。分散すれば、準備に大変だと思いますが、町の考えをお聞かせください。

2項目、有害鳥獣対策について質問をいたします。

有害鳥獣による被害が多くなっているようで、イノシシが荒らした畑を見に来てくれと声がかかりました。現地に駆けつけたところ、私が思っていた以上にひどいもので、大変驚きました。機械でしたものではないんですかというぐらい、ひどいものでありました。最近ではイノシシだけではなく、シカやサルも出ているということです。氷川町の被害状況はどうなっておりますか、お聞かせください。

農家の方から、被害が多くなっているのもっと駆除をしていただけないかと言われました。氷川町も鳥獣被害防止計画を策定し、対策をとられていますが、この計画の進捗状況はどうなっていますか。この計画の対策の1つとして、電気柵や侵入防護柵設置費用への助成金がありますが、畑全体をするには多額のお金がかかるので、もう少し補助を増やしてもらえないか、どんな対策でもいいから、防除対策を強化してほしいという声がありました。被害がひどくて、作物を作る意欲もなくなってきましたという声であります。町の対策をお聞かせください。

また、住宅地にもシカやサルが出没しています。国道までシカが下りてきたという話も聞きました。また、私は、旧国道2号線の通学路沿いに家がありますが、近所の人から、シカが出てきている写真を見せていただきました。本当に驚きました。この方は子どもの安全を考え、下校時には迎えに行っているという話でした。児童生徒をはじめ、住民の安全対策はどうなっているか、お伺いをいたします。

3項目、ごみ処理とごみ減量化対策について質問をいたします。

令和6年3月末日をもって、クリーンセンターでの可燃物ごみの焼却が終了することになっています。クリーンセンターに直接、燃えるごみを持込めなくなると、困る人がおられます。以前質問で、何とか対策をと求めていましたが、検討はされ

たのでしょうか、お伺いします。氷川町はごみ減量化に取り組んでいます。町民の皆さんの協力で目標どおりに進んでいると思います。しかし、今後はごみ処理を八代市に委託することになります。当然、ごみ処理の経費が増えてまいります。私たちはさらなるごみの減量化に取り組まなければならないと思いますが、今後の方針をお聞かせください。

ごみは分ければ資源となります。ごみは資源に、ごみは財源にと取り組む町があります。分別を徹底し、質の高い資源ごみを生み出して、収益化に取り組んでいます。この町は、資源のマイナス入札化の取組を行っています。大幅な財源強化になっています。担当課に聞くと、氷川町の資源ごみは大変質が良いと言われているそうです。私は、資源ごみのマイナス入札化を本町でも取り入れたらどうかと思います。町の考えをお聞かせください。以上、3点質問いたします。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君の質問事項が3項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項、町主催の敬老会について、アからエまでの答弁を求めます。福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 吉川議員の町主催の敬老会について、御質問のAからEまで一括してお答えいたします。

Aについてです。令和5年度の敬老会につきましては、4年ぶりの開催となりました。前回の令和元年度の参加者が600名ということのを考慮いたしまして、今年度は700席程度を用意することとしました。700席が用意できる会場は、竜北体育センターだけとなりますが、今回は会場の体育センターの空調設備が使えないため、御来場の皆さまの暑さ対策として、大型扇風機20台の配備やロビーからの冷風の挿入を行い、会場に御来場いただけるように最大限の努力を行いましたが、当日会場への参加者は約200名でした。また、会場が2階であり、階段での入場とあわせて、エレベーターの利用も出来ませんが、当日、エレベーターの案内看板の設置が遅れたために、2階まで苦勞して階段を利用された方がおられたことは、申し訳なかったと思っております。

Iについてお答えいたします。敬老会当日、会場への交通手段としまして、町のマイクロバス2台により、桜ヶ丘公民館から宮原振興局経由で2名、椿公民館から氷川町公民館経由で2名、計4名の利用でした。現在できる最大限の努力をしています。

ウについてお答えいたします。記念品につきましては、令和5年度もお菓子の詰め合わせを用意し、約1,300戸にお届けすることができました。敬老会対象者の約6割へお届けできたこととなります。記念品を対象者全員へお届けするには、記

念品の選定と検討課題が多くあり、難しいと思っております。

エについてお答えいたします。合併から10年程度は2会場で開催していましたが、平成30年度から事業予算を最大限効果的に活用するため、老人クラブ連合会等との協議を行いまして、1会場にて開催しております。2会場での開催は検討していません。以上で答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 4年ぶりの開催で、町が大変努力して開かれたことは、高く評価できると思います。町長が敬老会で挨拶をされましたが、長年にわたって社会に尽くしてきた高齢者の方たちを敬愛して、長寿を祝う日なんだという説明がありました。そのとおりです。だから、多くの人へのお祝いができるようにという思いから、この質問を出したわけです。

私は、参加者を増やすための1つの課題が残ったかなと判断いたしました。2階だったこと、そして、空調の故障があったという話もありましたが、私が聞いた限りでは、暑いという話はされませんでした。すごいなあという話が多かったんですよ。ただし、先ほど言ったようないくつかの問題を言われました。その点を町がどう考えているかということ、本当は聞きたかったわけです。申し訳ないと思うというような話がありましたが、課題は、多くの人を参加させることだと思いました。それで、事前に課長にいろいろとお話を聞いたときに、バスに乗ってくれる人も少なかったと言われたんですね。そこで1つだけ課長、参加者がバスに乗らなかった理由をどのように考えておられますか。私が聞いたのは、先ほど言いましたように、集合場所の振興局まで行くのはなかなか大変だったという声でした。お聞かせください。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 町のマイクロバスは、桜ヶ丘公民館から宮原振興局と柵から氷川町公民館という形で停まる場所が決まっておりますが、現時点で、そういう声は役場にはいただいておりません。それぞれのところに停まれればいいんですが、場所の問題もありますので、今の方法が最大限だと思って行いました。前回までは立神からもう1路線があったんですが、前回、利用がありませんでしたので、3路線から2路線に変更して運行いたしました。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） バスを出したのがどうかということも検討課題にしていただきたいなと思います。町としては、交通手段を考えれば、それが最善の策だと思ってされたと思うんですね。しかし、バスに乗る人が少なかったのはなぜかという検討をぜひやっていただきたいと思います。町が対策をとらなかったということで

はなく、一生懸命にやったんだけど、実際は行きたいと思う人も行けなかったということ認識していただければと思います。

ウの項目について、会場に行った人からいろいろと言われたわけですが、参加者が少なかったので、残った記念品はどうされたのかと思ったのですが、対象者が2,300人近くいて、記念品1,300個を配布できたことはすごいと思います。そして、老人施設の施設長さんが入所者の分の記念品をもらいに来て、対象の入所者に届けられたところもあるんですよ。喜んでおられました。だから、届ける方法について、何かできないかなあというふうに思うわけです。私の身内に八代市の行政のお手伝いをしている人がおります。町内のことをしているんですが、たまたま氷川町の人が敬老会の記念品を持って遊びに来たそうです。そして、氷川町はすごいと言って、それを見せられたそうです。それを見た私の関係者が、氷川町はすごいものを送るんですねと言っていました。隣の自治体のことはあまり言いたくないんですが、八代市は2個の小さいまんじゅうが届けられただけなんですね。だから、氷川町のこれをもらった人は本当に喜んでおられるので、もう一歩進んで、もっと届ける方法ができないかなと思うんですが。今日、区長さんたちが傍聴されていれば、そのことを言いたかったんですが、よりたくさんの人に届ける方法はないでしょうか。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 届ける方法につきましては、八代市のお話もありましたが、お菓子は賞味期限もございますので、相当、御協力をいただかないと、より多くの配布は難しいと思っております。先ほども言いましたように、記念品の選定につきましても課題がたくさんございますので、今後、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 町長、以前は2会場で開催していましたが、先ほどの答弁にもあったように、町はいろいろと考えて、予算の中でどうしたら一番効果的なお祝いができるかを検討され、今の方式になったわけです。しかし、より多くの人に会場に来てもらい、記念品も渡せるように考えた場合に、私は会場を分けてする方が良いのではないかと思うのですが、町長の思いを聞かせてください。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 敬老会は75歳以上の皆さま方が対象です。敬老を祝う日でございます。その在り方につきましては、合併当初は2会場で行い、その後、1つにしてきました。じゃあ、2つに分けたとしても、みんなが来たら入れませんよね。ですから、何を前提に議論をしていくのか。2,400名すべての方に会場に

来ていただいて、皆さんに喜んでいただくのがいいのか。式典はせずに、記念品を郵送で送るだけがいいのか。コロナのときに1回、それをしました。それにもいろいろ御意見がございました。そもそも敬老会は何のためにするのか。先ほどおっしゃいましたが、敬老の意を表すためでございます。それなのに、今、私たちは、高齢者の方に集まれ、出てこいと言っているんですよね。出て来ていただいて、記念品を贈って。在り方そのものを議論する時期に来てるのかなと思っております。以前は、集まっていたら、お弁当を配って、挨拶の後、いろいろな出し物があって、2時間から3時間、ゆっくり楽しんで帰っていただいております。それがありませんでしたので、4年前、芸能人を一人、お呼びしました。今回もお呼びいたしましたが、間が3年開きましたので、それが浸透していなかったのかなあと思いました。そんな物があるのかと知らなかった方がたくさんいらっしゃると思います。そやんとのあったっかいと。ですので、2年か3年続けてみて、それでも参加者が少ないということになりますと、敬老会そのものの在り方をさらに議論する必要があるのかなと思っております。しばらくはその方法を続けてみて、そういった物があるのならゆっくり楽しめるね、行ってみようか、足を向けてみようかということになるのか、ならないおかということを確認したいと思っております。いずれにしましても、敬老会の今後の在り方につきましては、敬老者の皆さん方のことを第一に考えて、どういったことが私たちにできるのかをしっかりと議論する必要があると思っております。それぞれの地区でふれあいいきいきサロンを行っております。社協の主催で月に1回、高齢者の方にお寄りいただいております。全てではありませんけれども、それなりに人が集まっています。先ほど少しお話がありましたけれども、そのような機会を活用して、各地区の公民館で敬老をお祝いするというのも1つの方法かもしれません。実際、町の敬老会とは別に、地区でお祝いされておられるところもあります。それはそれで良い地区の働き、地区での役割でございますから、それを町全体に広げていくというのも1つの方法かもしれません。いずれにしましても、新しいやり方を進めていく中で、そんな催物があるなら行ってみようかということがあるのか、ないのか、そこを確認したいという思いもありますので、しばらく、今の方法を続けられたらなあという思いでございます。その中でできる努力をしていかなければならないと思っております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 町長が言われるとおり、高齢者の人の敬老を祝うわけですから、高齢者第一でどうしたらいいかを考えていただきたいし、私自身ももう少し考えていきたいと思っております。敬老会を前後して、新聞各社の社説に、1人でも安心な老後をとという記事がありました。人口の3人に1人が高齢者ですが、町長が

言われたように、氷川町は少し進んでいます。高齢世帯の中で3割を超える世帯がひとり暮らしなんです。だから、お年を召された人たちにきちんとお祝いができるように、ぜひ、考えていただきたいと思います。町長はまちづくりにおいて、誰一人残さない社会をつくるということを掲げておられます。ぜひその立場でもう一歩、良いものにできないか、ぜひ研究をしていただきたいと思います。これで最初の1項目は終わります。2項目をお願いします。

○議長（米村 洋君） 次に質問事項、有害鳥獣対策について、アからウまで一括答弁を求めます。農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） 吉川議員の質問事項、有害鳥獣対策について、アからウまで一括してお答えします。

まず、アについてお答えします。有害鳥獣の被害につきましては、令和4年度の被害額の実績で、2,420万円程度の被害が遭っております。過去3年間の被害額は2,200万円程度で、横ばいで推移しておりましたけれども、令和4年度は前年比114.6パーセントと増加しています。令和4年度の被害の特徴としまして、鳥類の被害額は減少傾向にありますが、獣類の被害が増加しています。特に、イノシシとアナグマによる被害が増加しているところでございます。

次にイについてお答えします。被害鳥獣被害防止計画の進捗については、おおむね計画どおりに進んでいるところでございます。被害の軽減目標では、令和7年度の目標値を1,947万円を設定しており、年々、微減傾向になっておりましたけれども、令和4年度では大幅に増加しています。捕獲頭数については、対象を鳥獣ごとに熊本県が作成している第2種特定鳥獣管理計画に基づきまして、設定しているところでございますけれども、年度により増減があります。目標計画数に向け、順調に推移しているところでございます。令和4年度の有害獣の捕獲実績で主なものを紹介しますと、イノシシが325頭、ニホンジカが239頭、アナグマが47頭など、鳥獣被害対策実施体の活動の御協力によりまして、例年、多くの有害獣が捕獲されているところでございます。また、被害防止対策では、鳥獣被害対策実施体による捕獲、電気柵等の防護柵の設置、それから、これは鳥類の被害対策になりますけれども、講習会等の実施など、総合的に被害防止対策を講じているところでございます。今後の苦情等の支援の強化につきましては、農林産物への獣害を防止するため、防護柵等設置事業を実施していますが、補助率を3分の1以内としています。町単独事業のスマート農業普及促進事業などを資材、機材の導入に係る補助率を3分の1以内としていますので、他の補助事業との兼ね合いもありますので、補助率を上げることは考えておりません。このような鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加などをもたらし、被害額の数字以上に深刻な影響を及ぼしますので、

今後とも鳥獣被害対策実施体と連携し、最も効果がある捕獲活動を強化するとともに、広域的な取組としまして、獣害防止広域柵の設置も先進事例を参考にしながら、調査研究していきたいと考えております。

次に、ウについてお答えします。住宅地への有害鳥獣の出没については、年に数件の目撃情報があつているところがございます。そのほとんどがイノシシとシカが目撃情報でございます。あとは時々、サルが目撃情報もあつておるところです。住民の安全対策として、防災無線、警察のゆっぴーメールを活用し、注意喚起を行い、また、鳥獣被害対策実施体への出動を要請いたしまして、捕獲、追い払いを行っているところがございます。また、目撃情報が多くなります秋から冬の時期に合わせまして、広報紙でも、遭遇したときの対処方法など、記事を掲載し、注意喚起をしているところがございます。以上、答弁を終わります。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、西田美子さん。

○学校教育課長（西田美子さん） 吉川議員の御質問、ウの児童生徒の登下校時の対策についてお答えをいたします。児童生徒の登下校時の安全確保につきましては、日頃より多くの地域の皆さまと関係機関の御協力のもとに見守りをいただいております。大変ありがたく思っております。今回の御質問の有害鳥獣が出没した際の安全対策については、鳥獣等の出没及び発見の情報を町で把握した際には、学校教育課においても共有をいたします。その把握した内容を学校にお伝えをして、安全対策、注意喚起を図る必要がございます。各学校におきまして、児童生徒に対する安全指導、保護者に対する安心安全メールによる周知と協力依頼、地域の見守りの方々への情報提供を速やかに行いまして、児童生徒の安全を最優先した対応に努めてまいりたいと思っております。以上で答弁終わります。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 町の令和4年度の決算資料の成果調書の中で、有害獣の捕獲頭数は横ばいと書いてありました。先ほどの報告でも300頭で推移しているみたいですが、農家の人たちは、かなり増えているような気がすると言われるんですね。被害が以前よりも本当にひどくなった。先ほど、課長の答弁にもそのことがあったかと思うんですが、山で野菜を作るはやめようかなあという話になって、耕作放棄ではなく、離農の話なんですね。休憩時間に副町長も言われたけれど、荒廃すると、獣の住処になってしまうというのがあると思うんですね。被害が増えているという状況にあると思うので、そういう点でも対策をしないといけないと思うんですね。氷川町の鳥獣被害防止計画書を見せていただきました。この中に、被害対策として、電気柵、防護柵の設置に対する補助がありますが、3分の1を補助するようになっていました。話をさせていただいた方は、畑の全部をしたいんだけど、全部を

するにはお金がかかるので、大事なところだけしかできていないという話もされました。何かないか農水省のホームページで調べてくださいと頼まれたので、いろいろ見てみましたら、野生鳥獣による対策の中に、広域で対策する場合には、必要な補助を出しますよというのがありました。駆除等対策経費が、交付率8割で、防護柵、電気柵、わな、檻、移動箱の購入設置費に使えとかいろいろ書いてあります。猟友会等の駆除に依頼した場合の経費負担分とか書いてあります。市町村に、それを特別交付税で措置するとなっています。そういった計画を策定しないところは、交付率は5割ですよと書いてあるんですが、先ほどの3割から5割に引き上げるというのは、これを使ってもできないんでしょうか。それを教えてください。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） 国の事業を使い、その分補助率を上げられないかということだと思いますけれども、先ほどの答弁で申しましたとおり、ほかの事業との絡みもありますので、3分の1で実施したいと思っております。ただ、この対策として、その圃場だけ囲んだりするのも限界があるかと思っております。答弁でも申し上げましたとおり、広域的に防護柵あたりの設置ができればなというところで、先進事例等もございますので、調査研究しながら、今後、考えていきたいなと思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 今、課長も答弁されましたが、一定の地域を決めて広範囲にして駆除対策をとらないと、なかなかうまくいきませんよというのがいろいろ書いてあるんですね。氷川町で有害獣の駆除をされている八代市の方が、頼まれているところに行っているんだけど、もっと広域的にみんなでやらないとなかなか被害数は減らないよという話をされました。その人の話を聞いて、広域的な対策が進んでるところがないのか、もう一度、農水省の資料を見ていましたら、玉名市の例が紹介されていました。玉名市は地域ぐるみで鳥獣被害対策をされていて、どうしたら減らせるかとみんなでいろいろな勉強会をされています。例えば、農家の人たちが作物をその場に捨ててしまったら、それが餌づけになって鳥獣が寄ってくるので、やめましょうという実践がありました。そして、広域で行ったことの一つに、カメラで監視して捕獲率を向上し、僅か1年で被害ゼロになったという報告でした。私自身ももっと勉強しないといけないなと思ったんですが、ICTを活用することも含めて、今後の対策の決意を述べてもらえませんか。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） 鳥獣被害対策協議会の事業になりますけれども、令和5年度にICTを活用し、生息観察をするために、トレイルカメラを試験的に

導入したいと思っております。それに合わせて、捕獲通信発信機、受信機を導入しまして、捕獲の効率化も図ってまいります。総合的に対策をしていければと思っております。最も心配していますのは担い手の確保ですが、その観点からも県の事業を活用しまして、猟銃の技術向上の講習等に参加していただくことを支援し、担い手の確保に努めてまいりたいと思っております。いずれにしましても、対策で1番の効果がありますのは捕獲だと思っておりますので、実施体と連携し、捕獲にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 今、課長が言われた人材確保についてもいろんな補助制度があるみたいですので、活用していただきたいと思えます。私が話を聞かせていただいた方はかなり若く見えたんですけど、年は70を過ぎておられるということで、もう年寄りばかりという話もされました。若い人たちがあとを継いでいかないと対策がとれないと思えますので、ぜひ、使える補助金を探して取り組んでいただきたいと思えます。この項目を終わります。

○議長（米村 洋君） 吉川議員。これは非常に問題があるわけね。この取組は。県の鳥獣対策課の職員に聞くと、里山地区に来るイノシシは性格が悪いというわけだ。性格が良いのは泉町の山にじっとしているという話。だから、作物を目いっぱい何でも荒らすイノシシは常識がないということを言っているわけだね。常識がないのは私と一緒にかもしれんけどね。今後、しっかり取り組んでいくように、課長、お願いしたいと思えますね。

○農業振興課長（増住豪二君） はい、ありがとうございます。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○4番（吉川義雄君） はい。

○議長（米村 洋君） 次に、質問事項、ごみ処理減量化対策について、アからウまで一括答弁をお願いします。町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、アについてお答えいたします。令和6年4月からの可燃ごみの処理につきましては、現在のクリーンセンターの焼却施設が閉鎖され、八代市のエコイト八代へ移行することとなります。氷川町の住民が直接、可燃ごみをエコイト八代に持ち込むことについては、八代市との協議検討を重ねてまいりましたが、手続上、難しい点が多く、実質的にできないこととなっております。また、町内で可燃ごみを一旦持ち込めるサテライト施設の設置も検討いたしましたが、場所や経費の課題があるため、現時点では難しい状況であります。町としましては、持込みの可燃ごみ対策の一環としまして、持込みごみ量の多い剪定枝の処理について、粉砕するこ

とで堆肥や資機材などに活用してもらえるよう、本年11月から粉砕機の無料貸出しを開始いたしました。11月の利用件数につきましては、電気式1件、ガソリン式6件で、利用者の処分方法につきましても、ごみとして搬出された方が1件で約40キログラム、田畑や敷地等に撒くされた方が6件で約2.5トンとなっております。可燃ごみの排出抑制につながっているものと考えております。

次に、イにつきまして回答させていただきます。資源ごみの回収強化や財源化についてですが、回収強化の点では、来年4月から回収品目を増やしまして、家庭から出る廃食油、ボタン電池やリチウムイオン電池を、リサイクルの日に回収する予定としております。今後も資源ごみの回収品目につきましては、検討していきたいと考えております。財源化の点では、回収した資源ごみの中でも特に電気製品は、クリーンセンターにおきまして、金属と非金属に分類することで、質の高い有価物として処分し、町の財源化につながるよう取り組むこととしております。また、各地区でリサイクルの日に集まりました空き缶やペットボトル、新聞紙などは、地区がそれぞれで契約されました業者で回収処分されておりますが、令和4年度実績で約120万円が地区の収入となっております。住民の皆さんがリサイクル推進に取り組むことで、資源ごみがお金に変わるということを知ってもらうよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、ウについてお答えいたします。資源ごみのマイナス入札化についてですが、資源ごみの分別の精度を高めることで、処分費から買取りに変わるというものもありますことから、リサイクルの分別がルールどおりに行えるよう、保健衛生委員との連携を図りながら取り組みまして、処理業者の入札においても、町の財源化につながるよう取り組んでいきたいと考えております。本年10月に、脱炭素を目指したゼロカーボンシティ宣言を行っていることから、可燃ごみを出さない取組について、住民の皆さまに周知していきたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 持込みごみについては、資料をもらっていろいろ調べてみました。平均して月に12トンぐらいの持込みがあっていたようです。今の現時点では難しいということで、代替をできないということですから、いかにして処理できるか、また、考えていきたいと思えます。粉砕機の話がありましたが、広報紙に載せるなどし、できるだけ多くの皆さんに知らせていくことが大事だと思います。持込みの大半は樹木の剪定くずのようなので、ぜひPRをしていただきたいと思います。

ごみの2項目のところですが、私は、ごみ減量化に取り組んでいる福岡県の大木

町に視察に行きました。また、徳島県の上勝町にも行きました。大木町は生ごみの堆肥化が中心で、堆肥化するときに出るメタンガスを使った発電事業が行われていました。もちろん、堆肥は町内の農家に配られています。上勝町は、サテライトに持ち込まれるごみの分別を徹底するという取り組みでした。サテライトは、氷川町の場合はできませんでした。ウの項目と同様ですが、徹底したリサイクルをすれば、それが必ず財源になる。先ほど、リサイクルで120万円の収入があったと答弁されたかと思いますが、ごみの処理施設を持っていないところ、あるいは、持っても施設の寿命を延ばすために、ごみを減らさないといけないということで、ごみの減量化に取り組むところが増えていきます。鹿児島の大崎町はリサイクル率が日本で、83パーセントということでびっくりしました。平均は20～30パーセントぐらいではないかと思うんです。もし、氷川町のリサイクル率が分かれば教えてください。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 氷川町におけるリサイクル率については、現時点では取りまとめておりません。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 大崎町はリサイクルを徹底していて、資料を見せていただくと、よくこんなことができるんだなあと思うぐらい分別されているんですね。それで得た財源で、リサイクル未来創造奨学金制度というものを創っているんです。大学生に月5万の生活費を支援します。もちろん返済はローンなんですけど、大学を卒業してふるさとに帰ってくれば、返済額を補填しますよというものでした。本当にすごいと思いました。ごみは財源と取り組んでいるのが、和歌山県の有田川町です。課長も知っておられたようですが、ここは、分別収集を徹底することから始まって、町内に569か所のごみステーションを造っています。そして、空き缶や古新聞紙、紙などいろんな分別があるんですが、大まかに7つか8つです。ただ、雨に濡れない場所を確保するまでに大変苦労されたようです。そして、この取組により、これまで年間3,200万円のごみ処理費を業者に支払っていたところが、質の良いごみを出すことで200万円の収入になっているということでした。私も町が行う月1回のごみリサイクルの日に行きますが、本当に皆さんよく頑張っているんですね。これで区に入ってくるお金もあるんですね。区長さんが、頑張ればお金が入るとですばいたいと、資源ごみを持ってきた人たちに話をされていました。それなら頑張らなきゃなあと言われていました。これをもっと進めていくべきだと思っています。課長、この有田川町が取り組んでいるのは、資源ごみのマイナス入札化と言われてはいるんですが、積極的に取り組むようにしてほしいと思います。町長はどう思われ

ますか。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ごみの減量化につきましては、町民の皆さん方の御協力により進んでおります。ごみゼロ、ごみ減量化宣言をいたしました。当時に比べますと、今年は15パーセントの削減に達するだろうと思っております。その上を目指して、これからも頑張っていきたいと思っております。リサイクルも同様ですが、町民の皆さま方の御協力なくしては進んでまいりません。ここで議論をするのはいいんですけれども、それを町民の皆さま方に実行していただくような仕掛け、仕向けることも必要だと思っております。これまでも、担当課で一生懸命、広報をしてまいりました。リサイクル率の話をされましたけれども、どのくらいの世帯がリサイクルに来ておられるのかを調査したことがございますが、そう高くない数字でございました。される方はきちんとされる。しかし、まだまだ取り組んでいただけない世帯もあるのかなと思っております。まずは全世帯でごみの減量化、リサイクルに取り組むような流れができたらと思っております。その仕組みを作っていくのが私たちの仕事であろうと思っておりますので、しっかり頑張っていきたいと思えます。マイナス入札化ということになりますと、その部分の差引きの話でございまして、今後は八代市に委託費を払わなくてはなりません。減量化することによって、その分が数千万円減ってくれば、こちらの業者に払った分と差し引きするわけでもございまして、そういった意味でもこれからも進めていくということでもございます。家庭用の廃油につきましても収集をすることといたします。これまでも役場と振興局ではやっておりました。今度はリサイクルの日に各地区で行っていただきたいということで、予算も上げております。そういった取組も進めていきたいと思えますし、すでにいつでもどこでも出せる環境を町では考えております。役場の横に1つと氷川警察署跡地に1つ、いつでも出せるような環境はありますので、その辺りもまたしっかり周知をし、御協力をいただきたいと思いますと思っております。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 最後に町長が言われましたが、いつでも出せる環境があれば、もっと進むと思うんですね。先ほど、町長も言われたように、有田川町でのマイナス入札化、要するに、回収してもらうことにお金を出すんじゃなくて、引き取ってもらい、お金を出してもらうという取組みをして、ここは頑張って基金も創りました。そして、ごみポストを無償で貸しています。それから、住宅用太陽光発電を設備する場合の補助金にも取り組まれています。年間に36万2,000キロワットの発電量で、年に5,003万円分を稼いだと紹介されておりました。それから、太

陽熱利用の設備に対する補助金も出されています。氷川町がゼロカーボンシティ宣言をしました。ごみの15パーセントの減量を達成できて、次は20パーセントを目指すと書いてありました。50年度には、脱炭素、いわゆるゼロカーボンシティを目指すということで、いろんな取組が書かれていますが、やはり、ごみを出さない、出したごみはリサイクルに回す、この循環を作っていかなければ成功しないのではないかと思います。有田川町は、これを進めていくうえで一番重要なポイントは住民の協力だと言われています。町長が言われたとおりです。どれだけ叫んでも、協力してもらえなければできません。そして、協力してもらうためには、しっかり取り組んだ町では基金を創り大学の授業料の助成もできた、というような大きな夢が持てるようなことも併せて伝えていく。そしたら、もっと進むんじゃないかなと思います。これは紹介できるかどうか分かりませんが、業者によっては、自治体にごみ処理のお金を入れないという話がありました。でも、それは違うんじゃないかと思えます。ごみは資源で返ってこない。もらうだけです。それではよくないなあと。火葬場が出る焼却灰の処分を業者に委託していた市が、入札をかけたら、反対にお金がどんどん入ってくるようになったという事例もあるんですね。だから、ごみの取組とは違うんですが、積極的にごみを減量化するための施策をとっていただくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後1時58分